

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

福島県立喜多方高等学校

福島県立喜多方高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名 称
「いじめ対策委員会」

② 構 成 員

猪俣 豊（校長） 千葉直人（教頭） 梅宮 泰（教頭）
菅原宏理（生徒指導主事） 鈴木竜司（生徒指導部副部長）
小島直之（3学年主任） 高橋広幸（2学年主任） 風間典子（1学年主任）
小野貴恵（生徒指導部） 大塚政子（教育相談係） 佐藤八重子（養護教諭）
花見恵子（スクールカウンセラー）

③ 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、評価、改善

（3）いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

（4）いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

（5）いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいは生徒からの訴え等はいじめを受けていると思われるときは、それがささいな兆候や懸念、生徒からの訴えであっても教職員個人が抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「いじめ対策委員」に報告・相談するよう徹底する。（これを怠った場合、法第23条第12項に違反することになり得ることに留意する。）

- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
 - ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
 - ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
 - ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報したりするなど、外部機関と連携して対応する。
 - ⑥ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ア) いじめに係る行為（心理的又は物理的な影響を与える行為）が止んでいること。
少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。
 - イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- (6) 重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア) 生徒が自殺を企図した場合
 - イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜重大事態の報告＞

- ① 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

- ① 重大事態が発生した場合は、「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた調査組織を設け、調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を調査する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえて行う。

(7) 年間計画

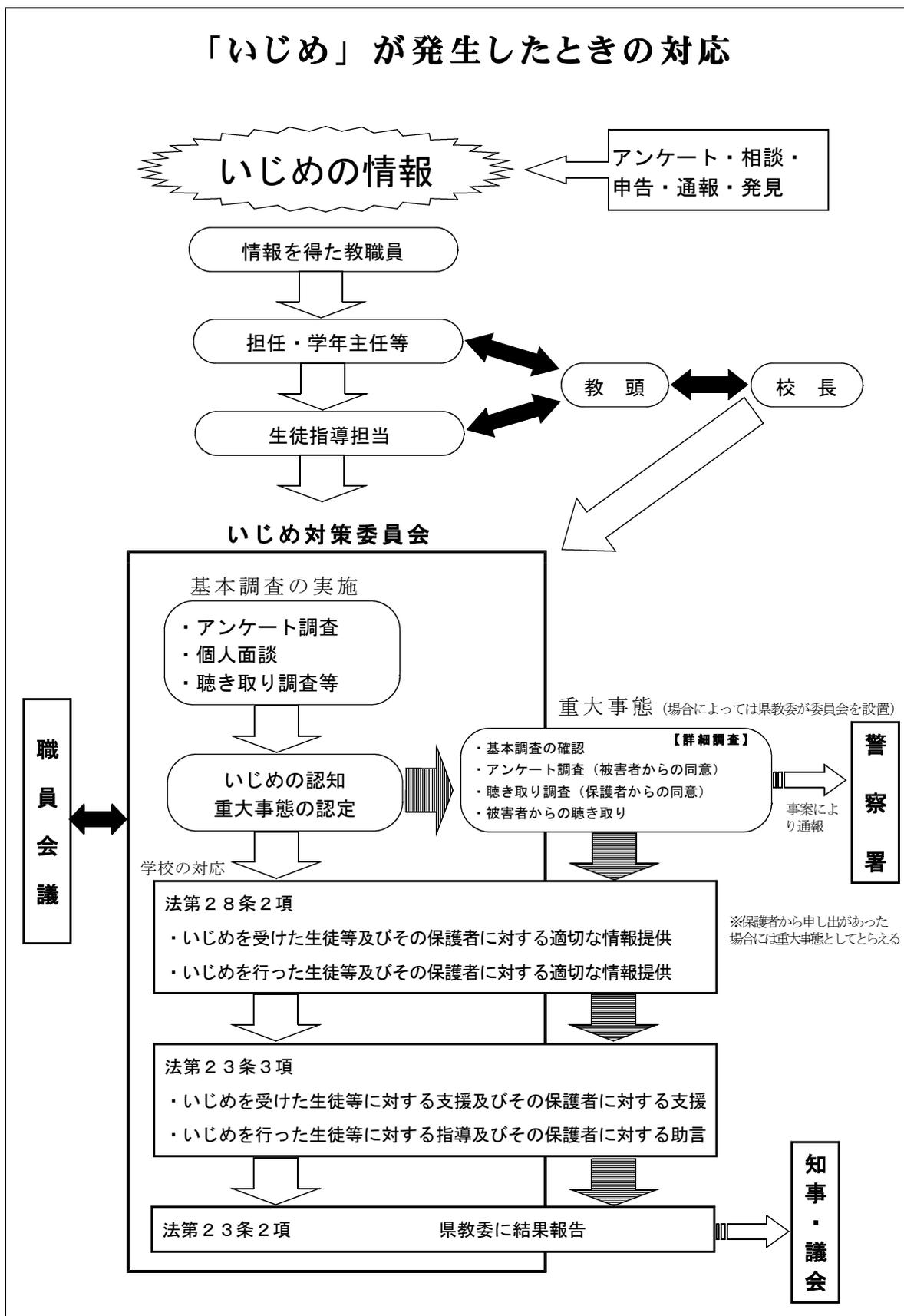
月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)の 実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4月	全校集会 校内巡視			第1回いじめ 防止対策会議	計画・目標 の作成と提 示
5月	SNSトラブル 防止講話 (1年)	第1回いじめ・ 被害に関するア ンケート		第2回いじめ 防止対策会議	
6月		面接週間			
7月	命の大切さ を学ぶ授業 (全学年) 全校集会		校内研修1 いじめの認知 について	第3回いじめ 防止対策会議	
8月					
9月					
10月		第2回いじめ・ 被害に関するア ンケート		第4回いじめ 防止対策会議	中間評価
11月					
12月	全校集会				
1月					
2月		第3回いじめ・ 被害に関するア ンケート	校内研修2 SNSトラブルの 現状とその対策	第5回いじめ 防止対策会議	年間評価報 告
3月	全校集会				

※ いじめ防止対策やいじめ事案対応の会議は必要に応じて随時行う。

(8) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

「いじめ」が発生したときの対応



具体的な対応

	対応項目	具体的な内容	教職員等の動き
1	情報収集①	発見した教職員が状況を整理・報告	当該学年→生徒指導主事→教頭→校長
2	情報収集②	被害生徒からの聞き取り 関係教職員等からの聞き取り	(報告)(指示) 当該学年→生徒指導主事(事故報告書作成) (報告)生徒指導主事→教頭→校長→委員会招集指示
3	指導方針の 検討①	情報収集②を受け、いじめの認定および今後の対応を検討する	*いじめ防止・対策委員会Ⅰ(いじめの認否および指導方針の検討)
4	事実確認	被害生徒、加害生徒からの聞き取り 周囲の生徒からの聞き取り(5W 1H)	当該学年・生徒指導部→生徒指導主事 (報告)生徒指導主事→教頭→校長 (校長指示)教頭→生徒指導主事→当該学年
5	保護者対応①	被害生徒の保護者に対して、現時点での状況説明(必要に応じて)	(報告)生徒指導主事→教頭→校長 (指示)校長→教頭→生徒指導主事→当該学年任
6	指導方針の 検討②	情報収集①②、事実確認を基に今後の対応、指導方針の検討(特別指導案件かどうかの判断)	いじめ防止・対策委員会Ⅱ ↓(生徒指導部会) 職員会議
7	保護者対応②	被害生徒の保護者に事実説明と確認 学校としての指導方針、今後の対応について説明 加害生徒の保護者に事実説明	当該学年、生徒指導主事、教頭(副委員長)
8	特別な指導	加害生徒、保護者に対して指導	生徒指導部会(指導原案作成)→職員会議→校長 校長 指導方針に従って実施 当該学年、生徒指導部、全教職員
9	人間関係の修復	謝罪の場設定 被害生徒・保護者の意向を踏まえて実施	当該学年、生徒指導部、教頭(副委員長)
10	ホームルームの支援	いじめのないホームルーム作りの支援 いじめを許さない望ましい集団作り	当該学年、いじめ防止対策委員、全教職員 SC、SSW等連携した対応、支援
11	指導後の経過観察	被害・加害生徒の状況観察、保護者との連携	当該学年、生徒指導部、SC、SSW

「自殺」が発生したときの対応

